

1時間あたり

2013年10月18日からの  
北海道の法定地域別  
最低賃金

# 734円未満は 法律違反!!!

あなたの給料は  
最低賃金を下回っていませんか?  
いますぐ裏面でチェック!

**!** 最低賃金を支払わない場合、一人につき  
50万円の罰金が使用者に科せられます。

経験豊富なあなたの時給が、  
仕事の経験がない人の初任給より低いとしたら、  
**おかしいと思いませんか?**

…ちなみに、北海道の高卒初任給は1時間あたり**875円**です

※高卒初任給額は、厚生労働省「平成24年賃金構造基本  
本統計調査結果」の企業規模統計・産業計・男女計の  
月額高卒初任給額を1カ月あたりの実労働時間で  
除して計算しています。

えっ!?

ひとりで  
悩まず、  
まずは相談!



おかしい?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

日時: 10月18日(金)~19日(土) 10:00~18:00

イコウヨ レンゴウニ



# 0120-154-052

## 連合北海道



計算してみよう!

# 私の給料は最低賃金をクリアしているの？

あなたの賃金と最低賃金を比較するには...



## STEP 1

### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

- 基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)のみ。
- ボーナスや残業代、その他臨時の手当は入れない。

## STEP 2

### 1時間あたりの額に変換してみよう

- 時給の人はそのままOK。
- それ以外(月給・週給・日給)の人は、まず職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。就業規則や契約書などからわかります。

## STEP 3

### 実際に比較してみよう ※総労働時間=所定労働時間+残業時間

**時給の人** 時給と最低賃金時間額をそのまま比較します。

時給以外の方は以下の計算式で算出した金額と最低賃金額を比較します。

**日給の人** (日給額) ÷ (1日の所定労働時間) で出る金額

**週給の人** (週給額) ÷ (週の所定労働日数 × 1日の所定労働時間) で出る金額

**月給の人** (月給額) ÷ (年間所定労働日数 × 1日の所定労働時間 ÷ 12) で出る金額

**完全歩合給の人** (月の歩合給額) ÷ (月間総労働時間) で出る金額  
(月払いの場合)

**固定給+歩合給の人** ①の額+②の額の合計額  
(月払いの場合)  
①(月の固定給額) ÷ (月間所定労働時間) で出る金額  
②(月の歩合給額) ÷ (月間総労働時間) で出る金額



自分の給料が最低賃金より安かった場合には、以下の対応策を検討してみましょう。

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、「連合なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。詳しくはご相談ください。

おかしい?と思ったら、「連合なんでも労働相談ダイヤル」へお気軽にご相談を!



日本労働組合総連合会(連合)  
<http://www.jtuc-rengo.or.jp>

おかしい?  
と思ったら

連合

検索

**Action!**  
働くあなたの問題は  
働く仲間と解決しよう

**STOP**  
THE  
格差社会!

暮らしの  
底上げ  
実現!

イッポ前ナビ <http://www.ippomae.jp> 国や地方自治体実施している、「就労」「生活」の支援制度・相談窓口をご案内します。